

第77回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月26日（水曜日）
午前10時

場所 大阪市西区北堀江四丁目1番7号
当社本社 5階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席されない場合

インターネット又は書面により、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時15分まで

目次

第77回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件 5

本総会において、お土産のご用意はございません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業報告 6

連結計算書類 22

計算書類 24

監査報告書 26

(証券コード：9857)
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株 主 各 位

大阪市西区北堀江四丁目1番7号

英和株式会社

代表取締役社長 阿部 吉典

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、2024年6月25日(火曜日)午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

https://eiwa-net.co.jp/toushi/middle_strategy2.php

また、当社ウェブサイトの他、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「英和」又は「コード」に当社証券コード「9857」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区北堀江四丁目1番7号
当社本社 5階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第77期〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第77期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 議 案** 剰余金処分の件

以 上

- =====
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部ではありません。
 - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
 - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について



株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時

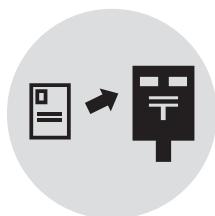


インターネットにて行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月25日(火曜日) 午後5時15分入力完了分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。



書面にて行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2024年6月25日(火曜日) 午後5時15分到着分まで

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

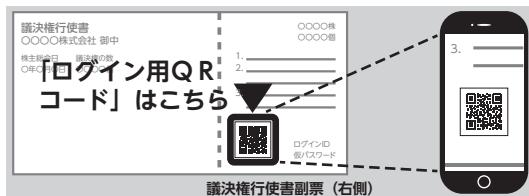
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2024年6月25日(火)午後5時15分までに**、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



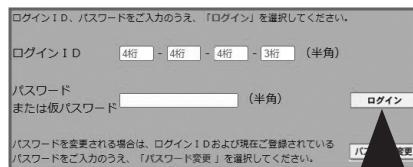
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

議 案 剰余金処分の件

当社は、事業展開を総合的に勘案したうえで、業績向上に伴う利益配当の増額や記念配当を実施し、株主の皆様への利益還元の上向上に努めることを基本方針としています。

上記基本方針に、当事業年度の業績と今後の事業展開等を勘案し、期末配当及びその他の剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たりの配当金を、50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、316,439,450円となります。

これにより、当期の配当金につきましては、中間配当金1株につき15円と合わせまして、1株当たりの年間配当金は65円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍から社会・経済活動の正常化が大きく進み、雇用・所得環境が改善する下で、日経平均株価が史上最高値を更新する等、景気は緩やかに回復しました。一方で、ウクライナ情勢や中東情勢等に伴う地政学的リスクの長期化、中国経済の先行き懸念、世界的なインフレの進行に対する各国の金融引き締め等、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しする可能性もあり、先行き不透明な経営環境が継続しました。

当社グループの主要販売業界であります化学業界、鉄鋼業界等におきましては、自動車向けの需要は回復しましたが、労働人口の減少を背景に、工期の遅れや製造労務費の上昇、また世界的な景気減速懸念を受け、鋼材や樹脂の生産回復に時間を要しました。一方、設備投資につきましては、生産性向上や競争力強化を目的としたデジタル関連投資、カーボンニュートラル社会の実現に向けた環境対策投資や新素材の開発投資の他、社会インフラ市場においては、インフラ設備の維持・管理、国土強靱化や防災・減災対策等が継続的に実施されました。

このような状況下、当社グループにおきましては、2023年4月より新中期3ヵ年経営計画をスタートさせ、経営基本方針「持続可能な成長に向けた5Sの強化」のもと、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に向け、多様化する顧客ニーズに対応した強固な経営基盤作りを推し進めてまいりました。具体的には、重点戦略である既存顧客への深耕開発と成長ビジネスへの注力を掲げ、デジタルトランスフォーメーション(DX)、グリーントランスフォーメーション(GX)、社会資本整備の3分野をテーマに、全国展開した営業拠点網を最大限に活用しながら、経営計画の推進に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、トラックシャーシの供給不足の影響を受け、防災・復旧、国土強靱化に関連する特殊車両の販売が減少したものの、昨年度から積み上がった受注残を着実に売上へ転化したことに加え、設備稼働率の上昇に伴い、造船業界、産業用装置・重電設備業界向けの販売が増加しました。また、脱炭素化に向けた環境対応投資や、生産設備の安定稼働、生産性向上、品質向上を目的に老朽化した生産設備に付帯する機器の更新需要が堅調に推移したことにより販売が増加し、当連結会計年度の売上高は432億92百万円（前連結会計年度比4.9%増）となりました。お客様ニーズに沿った「コト売り」をはじめとする高付加価値営業の強化に取り組んだ結果、採算性も向上し、売上総利益74億94百万円（同9.7%増）、営業利益23億25百万円（同22.8%増）、経常利益24億21百万円（同22.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益16億67百万円（同26.3%増）で増収増益となりました。

当連結会計年度の品目別売上高は次のとおりであります。

区 分	金 額 (百万円)	対前連結会計年度 増減率 (%)	構成比 (%)
工業用計測制御機器	20,994	8.1	48.5
環境計測・分析機器	4,342	25.3	10.0
測定・検査機器	1,618	△3.4	3.8
産 業 機 械	16,336	△2.3	37.7
合 計	43,292	4.9	100.0

(工業用計測制御機器)

稼働率の高い造船業界向けに各種センサーの販売が好調に推移した他、生産設備の生産性向上、安定稼働、技能継承を目的とした投資需要やリプレイス需要を取込み、鉄鋼、電力、産業用装置・重電業界向けに各種プロセス制御機器や情報通信機器の販売が堅調に推移しました。また、お客様の課題を解決する各ソリューションの販売も増加し、収益性の向上に寄与しました。

(環境計測・分析機器)

世界的な環境対策や労働環境改善意識への高まりを背景に、大気、水質、振動の状況を常時監視する計測機器や分析機器の投資需要を取込み、産業用装置・重電設備、建設・プラント業界向けの販売が大幅に増加しました。また、コンビナート地区や社会インフラ市場を中心に老朽化する生産設備やインフラ設備の更新需要を取込み、水質計・大気分析計・ガス分析計の販売が堅調に推移しました。

(測定・検査機器)

生産設備の安定稼働につながる各種検査機器や保安点検ソリューション、高精度で高品質な製品の性能確認や脱炭素社会実現に向けたグリーンイノベーション(GI)基金事業を活用した材料の研究開発投資を取込み、鉄鋼、自動車関連業界向けに精密測定・検査機器の販売が増加しましたが、化学業界向け大型検査機器の販売が一巡し、全体では減少しました。

(産業機械)

産業用装置・重電設備、自動車関連業界向けに産業機械の大型案件の販売があった他、造船業界向けに排ガス規制対応のためのバルブの販売、脱炭素社会に向け注目されている水電解やメタネーションの研究に使用される各種評価装置やJARI標準セルの販売が堅調に推移しました。一方で、トラックシャーシの供給不足の影響を受け、防災・復旧、国土強靱化に関連する特殊車両の販売が減少した結果、全体では減少しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中の新設、拡充

- ・当社：関東産機営業所開設によりパーティション工事、電気設備工事等6,014千円の投資を行いました。
- ・子会社：該当事項はありません。

②重要な固定資産の売却、撤去、滅失

- ・当社：該当事項はありません。
- ・子会社：該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、企業業績の回復、所得環境の改善を受けて経済活動は回復基調を維持する見込みですが、長期化する国際紛争や欧米諸国での金融引き締め、中国経済の減速、原材料価格やエネルギー価格の高騰など、世界経済の先行きは依然不透明な状況にあります。また気候変動問題やSDGs（持続可能な開発目標）をはじめとする社会課題に対する企業の責任も大きく高まってきております。

プラントや工場内で使用される工業用計測制御機器の国内市場については成熟化が進むものの、少子高齢化に伴う労働人口の減少を背景に、デジタル技術を活用した生産性向上や効率化につながるデジタルトランスフォーメーション(DX)への取組みのほか、労働環境を改善する働き方改革や技能継承への対応が求められています。また、2050年カーボンニュートラル社会実現に向けた新技術開発のための研究開発投資、安心・安全・品質の向上につながる投資、増加する自然災害に対する防災・減災、国土強靱化に関連する投資需要も見込まれます。一方、お客様のニーズは多様化し、モノ売りからコト売りへの変革に対応する提案力も求められることから、お客様視点に立った営業力が重要になる等、今後も変化に対応するリスク管理や効率性を含め様々な対応を行っていく必要があります。

②中期経営計画

このような状況を踏まえ当社グループは、2023年4月よりスタートした新中期3ヶ年経営計画の初年度である2023年度の業績は、生産設備に付帯する機器の更新需要や生産性向上を目的とした投資需要を取込んだ他、お客様ニーズに沿った「コト売り」をはじめとする高付加価値営業の強化に取り組んだ結果、期初に公表した計画及び期中に修正した見通しを超過達成しました。これを受けて、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上へ検討を重ね、経営計画を見直し、2027年3月期に連結売上高470億円、経常利益25億60百万円、自己資本利益率(ROE)10%を目指します。

具体的には、経営基本方針「持続可能な成長に向けた5Sの強化【社員 (Staff)、スキル(Skill)、戦略 (Strategy)、組織(Structure)、システム・制度(System)】」のもと、産業構造と顧客ニーズの変化に対応した強固な経営基盤作りを推し進め、重点施策として掲げた既存顧客への深耕開発と成長ビジネスへの注力を更に加速させ、新たなビジネスモデルの創造に挑戦してまいります。

重点戦略

- ・少子高齢化による労働人口の減少や技能継承の停滞といったお客様の経営課題の解決につながるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現をテーマに、デジタル技術を活用した生産設備の自動化や保全業務の効率化につながる各種センサーや情報通信機器の拡販
- ・カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーへの取組みがグローバルに加速する中、グリーントランスフォーメーション(GX)を推進し、環境負荷低減に資する商品や水素・アンモニアを利活用する先端技術開発分野への各種ソリューションの提供
- ・自然災害に対する防災・減災対策や国土強靱化に関連する道路維持機械・特殊車両や産業機械の拡販
- ・お客様に寄り添った現場密着営業により、顧客ニーズにマッチした新商材の発掘と幅広い商品提案によるクロス・セリングの推進

これらを全国展開した営業拠点網や独立系商社としての強みを活かした提案営業を推進しながら業容の拡大を図っていくとともに、国内市場の縮小に備え、海外との輸出入の拡大やグローバル人材の育成にも努めてまいります。更に、中・長期的観点から企業価値拡大を図るため、取扱い商材の拡充、国内販売体制の強化、成長分野への取組み強化を目的とした企業買収、戦略的提携等も視野に入れ事業を展開してまいります。

③サステナビリティに関する取組み

1. 基本方針

当社グループは、創業以来の経営理念である『事業は人なり、人は和なりを原点として事業を通じ会社の繁栄、社員の福祉、株主の利益、取引先との共存共栄の維持向上を図りつつ社会に奉仕貢献すること』を常に意識し、『ものづくりを支える技術総合商社』として時流を捉えながら社会課題に経営資源を傾け、多様な価値の創造に努めてまいります。

今日、世界各地で問題視されている気候変動をはじめとする環境問題や様々な社会課題、また当社グループを取り巻く事業環境における課題に対する取組みを通じ、ステークホルダーとの対話に努めながら、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期的な企業価値の向上を目指します。

2. サステナビリティ経営に向けたマテリアリティ（重要課題）

「サステナビリティ基本方針」に基づき、当社グループのサステナビリティ経営に向けたマテリアリティ（重要課題）は以下のとおりです。

1. 事業を通じ地球環境保全に貢献
2. 多様な人材の育成とワークライフバランスの推進
3. コーポレート・ガバナンスの維持向上

当社グループは、上記の中長期的な経営戦略を踏まえ、子会社各社の事業基盤強化とグループ内シナジーの最大活用により、収益改善と事業拡大に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 74 期 2021年 3 月期	第 75 期 2022年 3 月期	第 76 期 2023年 3 月期	第77期 (当連結会計年度) 2024年 3 月期
売 上 高 (百万円)	39,159	37,378	41,284	43,292
経 常 利 益 (百万円)	1,791	1,608	1,979	2,421
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,164	1,067	1,320	1,667
1 株当たり当期純利益 (円)	184.01	168.61	208.71	263.56
総 資 産 (百万円)	27,773	28,398	31,606	31,939
純 資 産 (百万円)	11,875	12,775	13,969	15,761
1 株当たり純資産額 (円)	1,876.43	2,018.70	2,207.34	2,490.37
自己資本利益率 (ROE) (%)	10.3	8.7	9.9	11.2

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
双葉テック株式会社	99,650千円	100.0%	計測・制御機器、油・空圧機器の製造
東武機器株式会社	45,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び電気・計装工事の設計並びに施工
英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司	300,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び輸出入

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、下記商品群を中心とする工業用機械設備等の国内販売（一部製造販売）及び輸出入の業務を行っております。

区 分	商 品 群
工業用計測制御機器	工業用センサー、制御機器、受信機器、情報通信・変換機器、その他の工業用計測制御機器
環境計測・分析機器	水質・ガス・大気分析機器、気象観測機器、振動・騒音・臭気測定機器
測定・検査機器	形状検査・試験機器、非破壊検査・試験機器、材料検査・試験機器、その他の測定・検査機器
産 業 機 械	油・空圧装置、ポンプ・バルブ機器、計量装置、道路維持機械、廃棄物処理・再資源化設備、エネルギー関連設備、大気汚染・水質汚濁防止装置、その他の産業機械

(8) 主要な営業所及び工場

(当社)

名称	所在地	店舗数	所在地	店舗数	所在地	店舗数
本社	大阪府大阪市		—	—	—	—
東京本社	東京都品川区		—	—	—	—
営業所	北海道	2	青森県	1	秋田県	1
	宮城県	1	栃木県	1	茨城県	3
	新潟県	2	群馬県	1	埼玉県	2
	千葉県	1	神奈川県	2	静岡県	1
	富山県	1	愛知県	1	三重県	1
	滋賀県	1	兵庫県	2	岡山県	1
	香川県	1	愛媛県	1	広島県	2
	山口県	1	福岡県	1	大分県	1
	熊本県	1				
出張所	和歌山県	1	長崎県	1		

(子会社)

双葉テック株式会社	大阪府堺市
東武機器株式会社本社	宮城県仙台市
英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司	中華人民共和國 上海市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
366名	1名減

(注) 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除いた就業人員数であり、臨時従業員数（年間の平均人員）93名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
株式会社三井住友銀行	83,338千円
株式会社百十四銀行	80,000千円
株式会社七十七銀行	50,000千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 20,710,800株

(2) 発行済株式の総数 6,470,000株

(3) 株 主 数 3,819名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
光 通 信 株 式 会 社	473,400株	7.48%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	285,000株	4.50%
東 京 計 器 株 式 会 社	246,840株	3.90%
長 野 計 器 株 式 会 社	206,600株	3.26%
阿 部 健 治	201,080株	3.18%
株 式 会 社 工 ス ア イ 工 ル	171,600株	2.71%
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	165,188株	2.61%
阿 部 和 男	163,000株	2.58%
阿 部 英 男	155,466株	2.46%
英 和 社 員 持 株 会	150,979株	2.39%

(注) 持株比率は、自己株式(141,211株)を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
阿部健治	取締役会長	
阿部吉典	代表取締役社長	
玉置崇久	取締役執行役員（管理本部長）	
加藤信義	取締役執行役員（営業本部長）	
大熊裕明	取締役	
岡野喜子	取締役	中電クラビス株式会社取締役 （非常勤）
萩原典生	常勤監査役	
仲林信至	監査役	
添田訓嗣	監査役	添田訓嗣税理士事務所代表 株式会社エリッツホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 地位及び担当は、2024年3月31日現在で記載しております。
2. 佃雅夫氏及び河野督氏は、2023年6月28日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 大熊裕明氏及び岡野喜子氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。
4. 社外監査役角本武氏は、2024年2月1日逝去により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は角本武税理士事務所代表でありました。
5. 添田訓嗣氏は、2024年2月29日開催の臨時株主総会で監査役に選任され、就任いたしました。
6. 仲林信至氏及び添田訓嗣氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。
7. 社外監査役添田訓嗣氏は、税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

<ご参考> 当社の執行役員制度により、取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当
安 田 敬 信	執行役員（経理部長 兼 総務部長）
鈴 木 朗 弘	執行役員（開発営業ブロック長）
樋 口 幸 雄	執行役員（産業機械営業部長）
中 尾 泰 宏	執行役員（経営戦略部長）
久 慈 久	執行役員（国際営業ブロック長）

- (注) 1. 地位及び担当は、2024年3月31日現在で記載しております。
2. 2024年4月1日付をもって、以下のとおり執行役員の担当の一部変更と新たに1名選任しております。

氏 名	地 位 及 び 担 当
安 田 敬 信	執行役員（総務部長）
今 江 一 久	執行役員（関西ブロック長）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役大熊裕明氏及び岡野喜子氏、監査役萩原典生氏、仲林信至氏、添田訓嗣氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

また、2024年2月1日付で社外監査役を退任いたしました角本武氏との間で同様の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び連結子会社の取締役及び監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、意図的な違法行為による損害等は約款上補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

② 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③ 業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、業績及び担当分野目標に連動する賞与と、業績及び株価に関する中期目標値に対する達成割合が一定基準を超えた場合にのみ加算する中期インセンティブで構成し、毎年、一定の時期に支給することとしております。目標とする業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役を委員長とする任意の報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の役位別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、任意の報酬諮問委員会において検討を行っております。

取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された役位別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとしております。

業績連動報酬のうち、賞与は役位別報酬額から役位別ウエイトに応じた基本報酬額を除いた額とし、上位の役位ほど目標達成に対する変動幅を大きくしております。中期インセンティブは、中期目標を達成した場合のみ、役位別報酬額に一定の割合を乗じた額を支給しております。

なお、業績連動報酬は、個人別の報酬全体の50%を超えない範囲で支給するものとしております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の額については、報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決議しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	184,253 (10,200)	123,253 (10,200)	61,000 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,672 (7,152)	18,672 (7,152)	— (—)	4 (3)
計 (うち社外役員)	202,925 (17,352)	141,925 (17,352)	61,000 (—)	12 (5)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

- 業績連動報酬に係る指標は、連結売上高、連結経常利益、連結ROE、株価等であり、連結売上高、連結経常利益、連結ROEの実績は、「1 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。株価については、当社株価の東証株価指数 (TOPIX) に対する相対上昇率を加味して算定する仕組みとしております。当該指標を選択した理由は、企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的にも定着している適切な指標と考えているためであります。
- 取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第75回定時株主総会において、年額310,000千円以内 (うち社外取締役20,000千円以内) と決議しております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は、8名 (うち、社外取締役は2名) であります。
- 監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第59回定時株主総会において、年額24,000千円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は、3名 (うち、社外監査役は2名) であります。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	岡野喜子	中電クラビス株式会社	取締役 (非常勤)	当社と中電クラビス株式会社との間に重要な取引関係はありません。
監査役	角本武	角本武税理士事務所	代表	当社と角本武税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。
監査役	添田訓嗣	添田訓嗣税理士事務所	代表	当社と添田訓嗣税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。
		株式会社エリッツホールディングス	社外取締役	当社と株式会社エリッツホールディングスとの間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	大熊裕明	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席し、主に経験豊富な経営者の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	岡野喜子	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席し、主にCSR、企業広報、人事等の見地から、意見を述べるなど議案・審議等につき、当社のガバナンス強化とダイバーシティ推進に向けて必要な発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	仲林信至	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に会社代表者としての経験豊富な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	角本武	当事業年度から退任されるまでに開催された取締役会16回（臨時のものを含む）のうち11回に出席、また、当事業年度から退任されるまでに開催された監査役会11回のうち7回に出席し、主に税理士として税務もしくは財務的な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	添田訓嗣	2024年2月29日就任後に開催された当事業年度開催の取締役会1回に出席、2024年2月29日就任後に開催された当事業年度開催の監査役会1回に出席し、主に税理士として税務もしくは財務的な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注） | 31,500千円 |
| ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 一千円 |
| ③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査計画に対する実績の分析及び監査内容に基づき審議を行った結果、当事業年度の監査計画の監査時間、配員計画による報酬額として妥当と判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,478,058	流 動 負 債	15,997,707
現金及び預金	6,554,597	支払手形及び買掛金	6,373,124
受取手形、売掛金及び契約資産	15,720,117	電子記録債務	6,797,864
電子記録債権	3,134,251	短期借入金	50,000
商品及び製品	1,876,511	1年内返済予定の長期借入金	446,664
仕掛品	12,441	未払法人税等	433,472
原材料	31,015	未払消費税等	262,545
その他	150,940	賞与引当金	624,130
貸倒引当金	△1,815	役員賞与引当金	66,250
		リース債務	2,250
		その他	941,404
固 定 資 産	4,461,145	固 定 負 債	180,476
有形固定資産	1,515,153	長期借入金	16,674
建物及び構築物	582,557	退職給付に係る負債	25,102
土地	899,349	リース債務	3,199
リース資産	5,039	その他	135,500
その他	28,207		
無形固定資産	97,856	負 債 合 計	16,178,184
投資その他の資産	2,848,135	【 純 資 産 の 部 】	
投資有価証券	1,465,788	株 主 資 本	14,829,698
保険積立金	618,551	資 本 金	1,533,400
繰延税金資産	88,015	資 本 剰 余 金	1,567,550
退職給付に係る資産	316,558	利 益 剰 余 金	11,779,900
その他	406,320	自 己 株 式	△51,152
貸倒引当金	△47,099	その他の包括利益累計額	931,321
		その他有価証券評価差額金	434,686
		為替換算調整勘定	50,324
		退職給付に係る調整累計額	446,311
資 産 合 計	31,939,204	純 資 産 合 計	15,761,019
		負債・純資産合計	31,939,204

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		43,292,426
売上原価		35,797,652
売上総利益		7,494,774
販売費及び一般管理費		5,169,419
営業利益		2,325,354
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,858	
仕入割引	13,980	
その他	67,384	105,222
営業外費用		
支払利息	2,257	
その他	7,247	9,504
経常利益		2,421,072
税金等調整前当期純利益		2,421,072
法人税、住民税及び事業税		746,184
法人税等調整額		6,888
当期純利益		1,667,999
親会社株主に帰属する当期純利益		1,667,999

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
流動資産	25,662,852	流動負債	15,335,007
現金及び預金	5,735,701	支払手形	1,651,068
受取手形	1,026,283	電子記録債務	6,715,375
電子記録債権	2,922,272	買掛金	4,414,185
売掛金	14,053,854	1年内返済予定の長期借入金	446,664
契約資産	19,755	未払金	124,656
商品	1,777,628	未払費用	103,424
前渡金	49,693	未払法人税等	365,865
前払費用	72,704	未払消費税等	211,378
その他	6,781	前受金	598,568
貸倒引当金	△1,823	預り金	68,667
		賞与引当金	574,000
		役員賞与引当金	61,000
		その他	153
固定資産	4,743,536	固定負債	460,137
有形固定資産	1,194,291	長期借入金	16,674
建物	379,375	長期未払金	106,910
構築物	8,548	退職給付引当金	334,873
機械及び装置	0	その他	1,680
工具器具及び備品	16,347		
土地	790,020	負債合計	15,795,145
無形固定資産	95,402	【純資産の部】	
ソフトウェア	82,076	株主資本	14,218,502
その他	13,326	資本金	1,533,400
		資本剰余金	1,567,550
		資本準備金	1,565,390
		その他資本剰余金	2,160
投資その他の資産	3,453,842	利益剰余金	11,168,705
投資有価証券	1,358,578	利益準備金	114,525
関係会社株式	695,172	その他利益剰余金	11,054,180
関係会社出資金	153,363	買換資産圧縮積立金	25,689
関係会社長期貸付金	70,000	配当平均積立金	440,000
差入保証金	374,466	別途積立金	6,130,000
保険積立金	568,674	繰越利益剰余金	4,458,491
繰延税金資産	280,049	自己株式	△51,152
その他	638	評価・換算差額等	392,741
貸倒引当金	△47,099	その他有価証券評価差額金	392,741
資産合計	30,406,389	純資産合計	14,611,244
		負債・純資産合計	30,406,389

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		40,794,110
売 上 原 価		33,920,847
売 上 総 利 益		6,873,262
販売費及び一般管理費		4,779,565
営 業 利 益		2,093,696
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43,953	
仕 入 割 引	12,333	
そ の 他	64,695	120,983
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,705	
そ の 他	7,247	8,952
経 常 利 益		2,205,726
税 引 前 当 期 純 利 益		2,205,726
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		653,511
法 人 税 等 調 整 額		16,460
当 期 純 利 益		1,535,754

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

英和株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 立野 睦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、英和株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、英和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

英和株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千崎育利
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	立野睦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、英和株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、経営戦略会議、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会その他重要な会議にオンライン形式も交えて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も交えて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

英 和 株式会社 監 査 役 会
常勤監査役 萩 原 典 生
社外監査役 仲 林 信 至
社外監査役 添 田 訓 嗣

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区北堀江四丁目1番7号

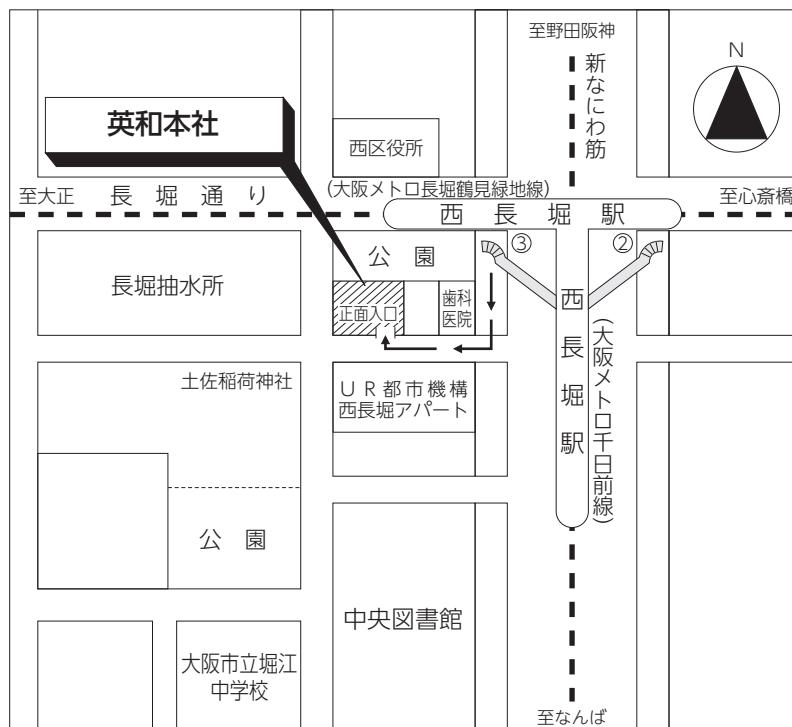
当社本社 5階 大会議室

TEL 06 (6539) 4801 (代)

交 通 ◎大阪メトロ千日前線 西長堀駅

◎大阪メトロ長堀鶴見緑地線 西長堀駅

③ 番 出 口 す ぐ



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)

本総会において、お土産のご用意はございません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。